

静岡市・蒲原町合併協議会会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会議の傍聴席は、次の表の左欄に掲げる対象者ごとに同表の右欄に区分する。

対象者	傍聴席の区分
一般住民	一般傍聴席
静岡市及び蒲原町の議会の議員	議員傍聴席
報道関係者	報道関係者傍聴席

(傍聴の方法)

第3条 一般傍聴席において会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 前項の傍聴券の交付を受けようとする者は、会議の開催日の10日前までに、静岡市・蒲原町合併協議会事務局(以下「事務局」という。)に申し出るものとする。
- 事務局は、前項の規定による申出が一般傍聴席の数を上回るときは、抽選により傍聴券の交付を受けられる者を決定するものとする。
- 議員傍聴席及び報道関係者傍聴席に係る傍聴の方法については、議長が別に定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 銃器その他危険な物を持っている者
- 酒気を帯びていると認められる者
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。

- 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 6 条 傍聴人が前条の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は退場を命ずることができる。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 2 8 日から施行する。